

肥料コスト低減体系緊急転換事業取組計画書

第1 取組実施者の概要

取組実施者名		
代表者の役職・氏名		
取組実施者の住所	〒	
事業担当者の連絡先	所属・役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

第2 参加農業者の概要

別紙2-2のとおり。

参加農業者数（件）	取組面積（ha）	備考

（注）「取組面積」欄は、小数点第2位まで記載すること。なお、参加農業者ごとに1a未満の端数は切り捨てること。

第3 事業の実施方針

（注）実施体制や波及効果についても記載すること。

第4 事業の内容

1 肥料コスト低減体系への転換確立に向けた検討会の開催（任意）

開催時期	場 所	参集範囲	取組内容	備 考

(注) 適宜、行を追加すること。

2 肥料コスト低減体系への転換実証 別紙2-3から2-5までのとおり。

3 肥料コスト低減効果の情報発信

発信開始時期	発信方法	発信内容の概要	備 考

(注) 適宜、行を追加すること。

第5 事業の取組目標

転換実証 (導入技術名)	肥料コストの 低減率	施肥量の 低減率	切替肥料の 国内原料割合	算定の考え方	備 考
	%	%	%		

(注) 1 転換実証で導入する技術ごとに記載すること。また、土壌診断のみに取り組む場合は、「転換実証」欄に「土壌診断」と記載すること。

2 「肥料コストの低減率」欄、「施肥量の低減率」欄、「切替肥料の国内原料割合」欄のいずれか1つを記載すること。

3 「切替肥料の国内原料割合」欄は、切り替えた肥料の性質上、肥料コスト及び施肥量の低減に係る目標を設定できない場合にのみ記載すること。

4 「算定の考え方」欄は、肥料コスト又は施肥量の低減率を算定した際の考え方、前提条件等について端的に記載すること。また、「切替肥料の国内原料割合」を選択した場合には、肥料コスト及び施肥量の低減に係る目標を設定できない理由を記載すること。

5 適宜、行を追加すること。

第6 成果目標の目標年度

事業実施年度	事業実施年度の翌年度	備考

- (注) 1 成果目標の目標年度を事業実施年度にする場合は、「事業実施年度」欄に○を記載すること。
 2 成果目標の目標年度を事業実施年度の翌年度にする場合は、「事業実施年度の翌年度」欄に○を記載するとともに、「備考」欄にその理由を記載すること。

第7 事業実施経費

区分	総事業費 (A+B) 円	負担区分		経費の根拠	備考
		国庫補助金 (A) 円	自己資金等 (B) 円		
肥料コスト低減体系緊急転換事業					
1 検討会開催 ○○費				○円×○回	
2 転換実証（土壌診断） ○○費					
3 転換実証（技術導入） ○○費					
4 情報発信 ○○費				○円×○回	
合計					

- (注) 1 「区分」欄は、別表（補助対象経費）の細目ごとに記載すること。
 2 「経費の根拠」欄は、「検討会開催」及び「情報発信」のみ記載すること。また、「区分」欄に掲げる経費の根拠（経費内容、委託先、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。
 3 「備考」欄は、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には、「減額した金額」を、同税額がない場合は「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。また、委託率（「国庫補助金の委託費」／「国庫補助金の

合計額」×100)を記載すること。

第8 事業の完了予定年月日 令和 年 月 日

第9 誓約・同意事項

取組実施者（参加農業者を含む）は、補助金申請に当たって、次の事項を誓約・同意するものとする。

以下の内容について誓約・同意する	チェック欄	
1 本事業に係る報告や立入調査について、地方農政局長等から求められた場合に応じます。 2 取組を実施したことが確認できる書類等の証拠書類について、補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保管し、事業実施主体又は地方農政局長等から求められた場合は提出します。 3 以下の場合には、補助金を返還すること、又は交付されないことに異存ありません。 ア 取組計画書及びその他の提出書類において、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 イ 正当な理由がなく、取組計画書に記載した取組を実施していないことが判明した場合 ウ 取組計画書に記載した取組を実施したことを証明する書類が保存されていないこと、その他交付要件を満たす取組が行われていないことが判明した場合		

(注) 誓約・同意事項の内容を確認の上、チェック欄に○を記載すること。

第10 添付資料

- 1 定款（規約）、役員・会員名簿、事務処理規程、会計処理規程等の組織運営に関する規程の写し
なお、ウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載することにより当該書類の添付を省略することができる。
- 2 別紙2-2から2-5まで
- 3 経費算定の根拠とした資料（見積書等の写し等）
- 4 その他、都道府県等により構成される協議会（事業実施主体）又は都道府県が必要と認める書類